

## 工業用地の一時貸付けに関する要綱

平成15年7月1日 公営企業管理者決裁

平成16年9月1日 一部改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域整備事業として造成した工業団地及び産業団地における工業用地に関し、一時的又は臨時的な貸付けを行うに当たり、地方自治法及び埼玉県公営企業財務規程(以下「財務規程」という。)に定めるもののほか、取扱いの詳細を定めることを目的とする。

### (貸付物件)

第2条 貸付けを行う土地(以下「貸付物件」という。)は、現在未分譲(この要綱における「分譲」は事業用借地権設定による賃貸も含む。)であり、当面分譲成約の見込みのないものに限る。

### (貸付要件)

第3条 土地の貸付けは、次の各号に掲げる事項をすべて満たすことを要件とする。

- (1) 一時的又は臨時的な使用であり、恒久的ではないこと。
- (2) 貸付物件において、貸駐車場等の営利事業を行うことを主たる目的としたものでないこと。
- (3) 既立地企業の企業活動及び県の分譲活動に支障を来さないものであること。

### (用途)

第4条 貸付物件の具体的な用途は、次の各号のいずれかに限定する。ただし、国又は地方公共団体が関与する企画事業、その他公営企業管理者が支障ないと認めるものはこの限りではない。

- (1) 契約企業又は既立地企業の工場等の建設若しくは公共団体が行う工事の仮設現場事務所又は資材置場等
  - (2) 花火大会又は凧揚げ大会等、数日間に限定された催し物会場
- 2 前項第1号の用途のうち、契約企業又は既立地企業が工場等を建設する場合は、第6条の規定にかかわらず無償で使用させることができるものとし、その取扱いについては、別途定めるものとする。

### (貸付期間)

第5条 貸付期間は、年度を超えない範囲で、かつ貸付目的を遂行するに当たり最小限必要な日数のみとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、更新を認めることができるものとする。

### (貸付料)

第6条 貸付物件の貸付料の額は、財務規程別表第6の2に定めるとおりとする。ただし、貸付内容が財務規程第96条の2第3項に該当するときは、貸付料を減免することができる。

また、貸付期間中に法令等の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、貸付料を改定できる。

### (使用上の条件)

第7条 借受人は、貸付物件の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、又は当該物件を転貸し、若しくは担保の用には供しない。
- (2) 事前に関係機関(地域整備事務所、市町村、警察等)との調整を十分に行う。
- (3) 貸付物件の管理(草刈り等)を適正に行う。
- (4) 貸付物件の現状及び使用目的を変更しようとするときは、事前に県の承認を受ける。

2 借受人は、貸付物件を滅失又はき損したとき、及び前項に定める義務を履行しないため県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払わなければならない。

### (貸付契約の解除)

第8条 県は、次の各号の一に該当する場合はいつでも貸付契約を解除することができる。

- (1) 借受人が前条に定める義務を履行しないとき。
- (2) 貸付物件に対する分譲申込みがあったとき。
- (3) 公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

### (貸付物件の返還等)

第9条 貸付期間の満了又は前条の規定により貸付契約を解除した場合は、すみやかに原形変更部分の原状回復を行わせ、貸付物件を返還させる。

2 貸付契約が解除された時点で既に貸付料が納入されているときは、貸付物件の返還日以降分の貸付料を返還する。ただし、利息相当額については、この限りではない。

#### 附 則

この要綱は、平成15年7月1日より施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年9月1日より施行する。